



ブナリン



イワッペ



アキヨちゃん

只見町臨時職員
を募集します

を募集します

次のとおり只見町臨時職員を募集します。

- 募集職種
 - ・学校用務員（1名）
 - ・特別支援教育支援員（1名）
 - 業務内容
 - 【学校用務員】用務員（臨時）
 - 【特別支援教育支援員】
- 勤務先
 - ・只見中学校
 - ・学校生活の支援（臨時）
- 勤務時間、給与等は町の規程による。
- 応募資格
 - 普通運転免許（AT限定可）
 - 雇用期間
 - 令和元年8月22日（支援員は26日）～令和2年3月31日の間
 - 応募方法
 - 受験申込書（総務課総務係、朝日・明和振興センターにありま
 - す。）に履歴書（市販のもの）を添付し、総務課総務係へ提出してください。
 - 応募期限
 - 8月5日（月）午後5時必着（郵送又は持参により提出してください。）
 - 採用検査
 - 面接試験
 - 採用検査の日時
 - 面接試験
 - 応募者に試験実施の日程を通知します。

只見町臨時職員（看護師）
を募集します

次のとおり只見町臨時職員を募集します。

- 募集職種
 - 勤務先
 - ・朝日診療所
 - ・交代制あり
 - 勤務時間
 - ・午前8時30分～午後5時15分
 - ・午後4時30分～翌午前9時15分
 - 給与
 - ・17万6千～21万8千800円
 - 応募資格
 - 准、正看護師資格
 - 加入保険等
 - 雇用、労災、健康、厚生
 - 問合せ先
 - 朝日診療所
 - （Tel 84・2221）

あさひヶ丘居住棟の
入居者募集

次のとおり、あさひヶ丘居住棟の入居者を募集します。冬期間の利用希望の方も今回申し込みをさせていただきます。

○入居資格
町内に居住するおおよね65歳以上の一人暮らしの方及び高齢

かるがもクラブ
を開催します

今回はあさくさホームにお出かけです。1歳未満の参加も大歓迎です。ぜひご参加ください。

○と き 8月9日（金）
午前10時～午前11時

○ところ
保健福祉センター内あさひヶ丘

○内容
あさくさホームに遊びに行こう

○対象
未就学児

○持ち物
飲み物、おむつ等必要なもの

※不明な点などありましたら、保健福祉課係（Tel 84・7005）までお問い合わせください。

〈保健福祉課〉

- 今週の行事 -

7月29日（月）	あそびの教室	（保健福祉センター）	10:00～11:00
30日（火）	1歳6か月児健診	（保健福祉センター）	12:45～13:00（受付）
	3歳6か月児健診	（保健福祉センター）	13:00～13:15（受付）
	集団フッ化物歯面塗布	（保健福祉センター）	13:30～14:30
31日（水）	キッズクッキング	（明和振興センター）	9:30～12:30

～次週の予定～
8月 5日（月）キッズクッキング 只見振興センター
9日（金）かるがもクラブ あさくさホーム

「第2期 自然首都只見 地域づくり交付金事業」を募集します

この事業は、地域の活性化や地域課題の解決、地域コミュニティ機能の向上を推進するため、団体等が行う事業に対して各振興センターで審査し交付金を交付する制度です。
次のとおり募集を行いますので、制度を有効に活用され、地域の活性化が図られる事業などに活用してください。なお今回は、下表に記載の限度額の範囲での募集となります。

申請窓口 （お問合せ）	只見振興センター（Tel 82 - 2141） 朝日振興センター（Tel 84 - 2111） 明和振興センター（Tel 86 - 2111）		
対象団体	町内に活動拠点を有し、町づくり団体として実在する、営利を目的としない住民グループなど		
補助率	10/10	限度額 （千円単位）	只見地区 985千円 朝日地区 1,522千円 明和地区 622千円
募集期間	令和元年7月29日（月）～9月2日（月）		
対象事業	①地域及び集落活性化のための事業 ②地域及び集落課題解決のための事業 ③地域コミュニティ機能の向上を目的とする事業 ※町の他の補助金を受けている事業又は補助対象となる事業は対象外		
対象外経費	①団体などの経常的な運営維持管理経費 ②人件費（外部の専門技術者等に対するものは除く） ③食糧費 ④その他、交付することが適当でないと認められる経費		
事務手順	①団体は、活動の拠点となる振興センター（以下センターと記載）に申請書及び事業計画書を提出 ②センターは審査会にて書類審査後、交付決定の可否を申請者に通知。（交付決定後、概算払により事業を実施することができます） ③団体は事業完了後、実績報告書及び写真等必要書類をセンターに提出 ④審査後、問題ない場合センターより交付金額確定通知を送付		
その他	①※申請様式は各センターにあります。 ②不明な点は各センターへお問い合わせください。		

〈三地区振興センター〉

只見町無料職業紹介所求人情報

詳しくは、只見町無料職業紹介所（TEL 82 - 5240）へお問合せください。

求人者名	職 種	賃 金	所在地・就業場所	就業時間	加入 保険等	必要な 免許資格
特別養護 老人ホーム 只見ホーム	【正社員以外】 介護員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上	日額 6,590～ 8,120円	只見町大字長浜字久保田 1 電話：84-7550	交代制あり ①7:00～16:00 ②8:30～17:30 ③10:00～19:00 ④11:00～20:00 ⑤17:00～翌 10:00 (※パート勤務可) (※勤務時間等要相談)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可)
	【正社員以外】 調理職員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上			交代制あり ①5:30～15:00 ②10:00～19:00 (※パート勤務可) (※勤務時間等要相談)		
(株)季の郷 湯ら里	【正社員以外】 接客(契約社員) (レストラン・宴会等) 雇用期間の定めあり (年度更新)	時給 800円～	就業場所: 只見町大字長浜字上平 50 電話：84-2888	交代制なし ①10:00～14:00 ②17:00～21:00 (14時～17時中抜け)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可)
	【正社員以外】 接客(パート) (レストラン・宴会等) 雇用期間の定めあり (毎年更新)			交代制なし 17:00～21:00		
(株)正家	【正社員】 施設運営全般 雇用期間の定めなし ※3か月間の試用期間あり	月額 200,000円 ～	只見町只見字新屋敷下 2508-8 就業場所: ひとつぶろまち湯 電話：82-2393	交代制あり 10:00～22:00 (実働 8 時間程度)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可)
	【正社員以外】 接客・調理補助(臨時) 雇用期間の定めなし ※1か月間の試用期間あり	時給 800円～		交代制なし ①10:00～14:00 ②17:00～22:00		
(株)ニコク トラスト	【正社員以外】 調理(パート) 雇用期間の定めあり (4月・10月毎に更新)	時給 850～ 1,050円	南会津町和泉田字稲場 5510-1 電話：72-8577 就業場所:白雪寮(社員寮)	交代制あり ①6:00～14:30 ②11:30～20:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可)
	【正社員以外】 調理補助等(パート) 雇用期間の定めあり (4月・10月毎に更新)	時給 800～ 850円		交代制なし 8:00～11:30		
介護老人 保健施設 こぶし苑	【正社員以外】 介護員(臨時) 雇用期間の定めあり (4か月以上)	日額 6,590～ 8,120円	只見町長浜字唱平 31 電話：84-2101	交代制あり ①7:00～16:00 ②9:00～18:00 ③11:00～20:00 ④17:30～翌 9:30 (※勤務時間等要相談)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可)
	【正社員】 リハビリテーション業務 雇用期間の定めなし	月額 158,500～ 254,600円		交代制なし 9:00～18:00		
特別養護 老人ホーム あさくさホーム	【正社員以外】 調理員(パート) 雇用期間の定めあり 4か月以上	時給 820～ 1,015円	只見町大字長浜字久保田 11 電話：84-7110	交代制あり 5:30～20:00 (※勤務時間等要相談)	雇用 労災	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可)
	【正社員以外】 調理員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上	月額 148,900～ 181,100円		交代制あり ①5:30～15:00 ②10:00～19:00		
(株)会津ただみ 振興公社	【正社員以外】 受付・売上集計業務等 (パート) 雇用期間の定めあり (更新あり)	時給 790円～	只見町只見字田の口 24 電話：83-1733 就業場所: 奥会津ただみの森キャンプ場 只見スキー場	交代制なし 9:00～16:00	雇用 労災	普通自動車運転 免許一種 (オートマチック 限定可)

〈観光商工課〉

福島県市町村対抗ゴルフ大会 の参加者を募集します

第21回福島県市町村対抗ゴルフ大会の開催に伴い、次のとおり参加チームを募集します。

〇とこころ 9月19日(木)

〇とこころ 白河高原カントリークラブ (西郷村)

〇チーム編成 1チーム3名

〇申込締切 8月21日(水)

※開催要項及び申込書等の詳細な内容については、教育委員学生会生涯学習係(TEL 82・5320)までお問い合わせください。

〈教育委員会〉

会津只見考古館まつり を開催します

次のとおり開催いたします。皆さまのご来場をお待ちしております。

〇とこころ 8月10日(土)

午前10時～午後3時まで

〇とこころ 会津只見考古館

〇内容

- ・【会津只見考古館内】
- ・勾玉づくり体験
- ・ストラップづくり体験
- ・火焰型土器企画展示



【会津只見考古館前庭及び駐車場】
・むかし遊び体験 (けん玉、パッタ)

・火起こし体験

・フリーマーケット

【三条市との交流体験】

- ・アンギン編み
- ・紙コップ火焰土器
- ・歴史の道八十里越クイズなど

〇その他
会津只見考古館を無料開放いたします。

〈教育委員会〉

みんなの伝言板

◆只見町商工会より

20%プレミアム付き「只見町スーパープレミアム商品券」一般販売について

次のとおり、「只見町スーパープレミアム商品券」を販売します。

- 〇発行総額 8,000万円
- 〇販売日時 8月1日(木) 午前9時～
- 〇商品券販売所 只見地区：ギフトショップふじた、はせべ商店、商工会
朝日地区：倉田屋、富士久
明和地区：川原田商店、うおかく
- 〇購入対象者 16歳以上の町民のみ(家族による代理購入も可)。
只見町在住の16歳未満のお子さんの分については保護者による代理購入が可能です。
- 〇販売価格 1セット5,000円(1,000円の商品券6枚入り)
- 〇購入限度額 発行総額のうち、お一人様10セット(50,000円)まで。
- 〇使用可能事業所 26日発行新聞折込チラシの裏面に記載。
- 〇使用期限 令和2年1月31日(金)まで ※それ以降は無効になります。
- 〇その他 ご不明の点がございましたら、只見町商工会までお問い合わせください。
只見町商工会 (TEL 82 - 2380)



只見町シルバー人材センター
受託作業開始のご案内

只見町シルバー人材センターが設立し、作業をお受けする準備が整いましたので、ご案内いたします。

依頼される場合の申込み方法は、次のとおりとなります。

- ◆申込方法：事務局の専用電話（080-9252-3789）へ連絡する。
各振興センターに備えてある申込書に必要事項を記載する。
- ◆申込時間：平日の9:00～16:00まで
- ◆作業内容：次のとおりですが、職種によってはお断りする場合がありますので、ご了承ください。お客様単価については、税込となります。

◎時間単価による仕事（1時間あたり単価）

職種	主な仕事内容	お客様単価
軽作業	清掃、草むしり、その他軽易な作業	880円
	墓地清掃（除草、草刈り）	1,100円から
屋内外作業	雪囲い	1,100円から
	簡易な補修作業（材料費は実費をいただきます）	1,500円から
農作業	一般的な畑作業補助	880円から
	田植え補助、稲刈り補助	1,000円から
	機械草刈り（肩掛け式）（機械・燃料代含む）	1,500円から

◎出来高による仕事（1枚単価）

職種	主な仕事内容	お客様単価
住宅関係	障子張替（材料費は実費をいただきます）	1,200円から
	ふすま張替（材料費は実費をいただきます）	3,300円から
	網戸張替（材料費は実費をいただきます）	1,500円から

※上記は、標準的な職種のみを記載しています。

上記以外の業務につきましては、ご相談ください。

遠距離（往復40km）就業の場合は、交通費として1日1,000円

只見町シルバー人材センター
只見町 保健福祉課

国民健康保険保険証
の更新を行います

新しい保険証・高齢受給者証を郵送により交付しますので、8月1日から使用してください。また、限度額適用（標準負担額減額）認定証又は特定疾病療養受療証が必要な方は認定申請をしてください。
なお、古い保険証などは8月1日以降に役場関係窓口へお返しください。
新しい保険証が届いていない場合は保健福祉課係までご連絡ください。
○問合せ先 保健福祉課保健係
（Tel 84・7005）
〈保健福祉課〉

只見町敬老会
を開催します

永年、町の発展のためにご尽力をいただきました高齢者の方々をお迎えして、長寿をお祝する敬老会を開催いたします。対象となる75歳以上（令和2年3月31日基準）の方々は、後日婦人会を通じて招待状をお送りしますので、お誘い合わせのうえご出席ください。
保育所児童、婦人会員の方による楽しいアトラクションも用意し

ています。みんなで長寿をお祝いしましょう。
○開催日
・明和地区 9月7日（土）
・只見地区 9月8日（日）
・朝日地区 9月14日（土）
○時間 午前11時～午後1時
○場所 湯ら里
〈保健福祉課〉
〈三地区婦人会〉

国道252号
本名ダム付近が
夜間通行止めになります

本名バイパス整備事業に係る、JR本名架道橋撤去工事に伴い、次のとおり夜間通行止めとなります。
○場所 大沼郡金山町大字本名地内
○期間
8月1日（木）～8月2日（金）
①午後11時～午後11時30分
②午前0時30分～午前1時
③午前2時～午前2時30分
○その他
詳しくは会津若松建設事務所道路課までお問い合わせください。
○問合せ先
会津若松建設事務所道路課
（Tel 0242・29・5440）
〈農林建設課〉

朝日診療所より
歯科休診について

都合により次の日は、歯科診療を休診させていただきます。ご了承ください。
○と き 8月1日（木）
8月9日（金）午後
〈朝日診療所〉

母と子のネイチャースクール
星空観察会のご案内

（公財）日本自然保護協会主催による「母と子のネイチャースクール星空観察会」が開催されます。各小学校の親子3組程度の参加希望者を募集しますので、ぜひご参加ください。（※保護者は母親に限定しません。）
○と き 8月7日（水）午後7時30分
○ところ 森林の分校ふさわ
○講師 国立天文台 内藤誠一郎先生
○参加費 無料
○申込先 教育委員会学校教育係に電話にてお申込みください。
（Tel 82・5320）
〈教育委員会〉

2019年 8月 外来診療予定表

朝日診療所

予約による診療です。前日までに予約してからお越しください。

電話予約受付時間 午後1:30～午後3:00 (休診日をのぞく月～金)

電話予約受付専用番号 0241-84-2200

※急患のときは(夜間や休日のときも) まず、0241-84-2221(代)にお電話を。

※診察券をお持ちの方は、お手元に用意してお電話ください。

※医師不在等により予定が変更になる場合があります。

	1(木)		2(金)		3(土)	4(日)
	1診	2診	1診	2診	休診	
午前	若山	整形	若山	鶴山		
午後				-		

	5(月)		6(火)		7(水)		8(木)		9(金)		10(土)	11(日)
	1診	2診	休診									
午前	若山	-	森	-	鶴山	森	若山	森	若山	鶴山		
午後	-	-			森	-			若山	-		

夕方外来 若山

	12(月)		13(火)		14(水)		15(木)		16(金)		17(土)	18(日)
	休診		1診	2診	休診		休診		休診		休診	
午前			鶴山	-								
午後			森	-								

	19(月)		20(火)		21(水)		22(木)		23(金)		24(土)	25(日)
	1診	2診	休診									
午前	森	-	森	-	鶴山	森	若山	-	若山	鶴山		
午後					森	-			若山	-		

夕方外来 若山

	26(月)		27(火)		28(水)		29(木)		30(金)		31(土)
	1診	2診	休診								
午前	森	-	森	-	-	森	若山	-	若山	-	
午後					森	-			若山	-	

夕方外来 若山

只会津 只見

考古館

まつり

フリーマーケット
体験コーナー

★三条市との交流体験
アンギン編み体験
紙コップで火焔土器作り
歴史の道八十里越クイズ

ストラップ作り

只見おもしろ学クイズ

おかし遊び体験

火起こし体験
勾玉づくり

火焔型土器展示
(三条市長野遺跡)

令和元年
8.10(土)
10:00 ~ 15:00

会場：会津只見考古館

※当日は考古館が無料開放となります

お問合せ / 会津只見考古館 86-2175・只見町教育委員会 82-5320

令和元年度 後期高齢者医療制度のお知らせ

◆後期高齢者医療保険料の算出方法

保険料は「均等割額」と「所得割額」の合計となります。
保険料は個人ごとに算定され、一人ひとりが納めます。

均等割額 (被保険者全員が均等に負担)	+	所得割額 (所得に応じて負担)	=	令和元年度保険料額
41,600円 ※1		平成30年中の所得から基礎 控除33万円を差し引いた額 × 7.94%		均等割額と 所得割額の合計 (上限は62万円です)

※1 世帯の所得に応じて軽減措置があります。詳しくは、下記①をご覧ください。

◆後期高齢者医療保険料の軽減

① 均等割額の軽減

所得の少ない方は、被保険者と世帯主の所得に応じて下表のとおり均等割額が軽減されます。

軽減割合	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額 ※2
8.5割軽減	33万円以下のとき
8割軽減	33万円以下で、世帯内の全被保険者それぞれの公的年金収入が80万円以下(その他の各種所得がない)のとき
5割軽減	(33万円+28万円×世帯の被保険者数)以下のとき
2割軽減	(33万円+51万円×世帯の被保険者数)以下のとき

※2 公的年金所得については特別控除15万円を差し引いた額で判定し、事業所得などで事業専従者控除を受けている場合は、控除前の額で判定します。

また、分離譲渡については、特別控除前の額で判定します。

② 社会保険等(国保・国保組合は除く)の被扶養者であった方への軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日において、社会保険等(国保・国保組合は除く)の被扶養者であった方は、所得割額は賦課されず、均等割額が資格取得後2年間、5割軽減されます。※3
ただし、上記①の均等割額の軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

なお、社会保険等の被扶養者であった方との確認ができるまでは、この軽減措置を適用しない保険料額で賦課することがあります。(この場合、確認ができた後に軽減措置後の保険料額に更正されます。)

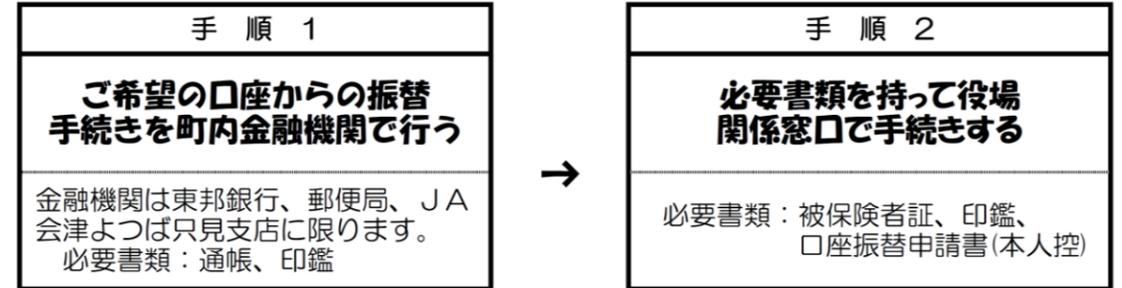
※3 平成30年度までは、特例的な軽減措置として資格取得後3年目以降も適用されていました。

◆後期高齢者医療保険料の納付の方法

保険料は、原則として特別徴収(年金からの差し引き)されます。ただし、年金額が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の1/2を超える方など一部の方については、普通徴収(納付書又は口座振替)により納付することとなります(ほとんどの方は介護保険料が特別徴収の場合、後期高齢者医療保険料も特別徴収となります)。

なお、特別徴収(年金からの差し引き)によらず、普通徴収(口座振替に限る)を希望される方は、申し出(手続き)をしていただくことにより変更できます。※4※5※6

普通徴収への変更を希望される方は、次の手順により手続きをしてください。なお、手続きされた日から口座振替の開始まで3ヶ月程度かかりますので、ご了承願います。※7



※4 納付した保険料を所得税等の社会保険料控除に適用できる人は、年金から差し引きの場合は年金受給者、口座振替の場合は口座名義人に限ります。

※5 年金から差し引きを口座振替に変更した場合、納期は下記「後期高齢者医療保険料の納期」に記載の<特別徴収>から<普通徴収>に記載の月へ変わりますので、ご注意願います。

※6 昨年8月の保険料額決定通知書送付時(又は加入時)に、被保険者全員にこれに係るチラシを送付しておりますので、既に手続き済みの方は新たに手続きする必要はございません。

※7 年金からの差し引きはそのまま、納付書による納付分(が発生した場合)のみを口座振替としたい方は手順1のみ手続きしてください。

◆後期高齢者医療保険料の納期

令和元年度後期高齢者医療保険料の納期は以下のとおりです。

徴収種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	○		○		○		●		●		●	
普通徴収					●	●	●	●	●	●		

○…仮徴収
●…本徴収

特別徴収…偶数月に支払われる年金からの差し引きにより納める方法です。

普通徴収…納付書により窓口納付又は口座から振替納付する方法です。納期限：各月25日

仮徴収…特別徴収のみですが、所得未確定のため、前年度の賦課状況を基に算定した額が4・6・8月に年金から差し引きとなります。

本徴収…30年中の所得が確定後、元年度保険料年額を確定し、仮徴収額との差額を各納期に振分けて賦課されます。(保険料額決定通知書及び納付書は8月9日に郵送します。)

仮徴収されない方は8・9月は普通徴収となり、10月から特別徴収と普通徴収に分かれます。

◆保険料は納期内に必ず納めましょう!

被保険者の皆さんが病院などに掛かったときの医療費は、医療機関で支払う自己負担額と、保険から給付される医療給付費で構成されています。この医療給付費のうち、約1割が被保険者の皆さん一人ひとりの保険料でまかなわれています。大切な財源となっておりますので、保険料は納期内に必ず納めましょう。

◆後期高齢者医療の被保険者となる方

① 75歳以上の方

75歳の誕生日から被保険者となります。（生活保護を受けている方を除きます）

② 65歳～74歳で一定の障がいがある方

一定の障がいがある方で、申請により広域連合から認定を受けた場合は被保険者となります。（対象者へは対象になった時点でお知らせしておりますが、一部の方の把握が困難となっております。対象になると思われ、加入を希望される方は担当へお問い合わせください）

◆被保険者証の更新について

現在ご使用の後期高齢者医療被保険者証（ピンク色）は7月31日で有効期限が切れま。8月1日から有効の被保険者証（オレンジ色）は7月19日に被保険者様宛て郵送しております。まだ届いていない方は担当へお問い合わせください。

なお、今までご使用の被保険者証は、只見町役場関係窓口へお返しください。

◆医療費の負担割合

被保険者の皆さんが医療機関で保険診療を受けた時の自己負担割合は次のとおりです。

現役並み所得者 ※8	3割
一般	1割

※8 当年度（当年4月～7月までは前年度）の住民税の課税所得が145万円以上の被保険者及びその世帯に属する被保険者です。

なお、下記要件に該当する方は申請により負担割合が1割になる措置があります。（対象者へは随時ご連絡しております。）

ア 被保険者が1人の世帯の場合

被保険者の収入が383万円未満 又は、同世帯の70歳から74歳の方及び被保険者の合計収入が520万円未満

イ 被保険者が2人以上の世帯の場合

被保険者の合計収入が520万円未満

◆療養費の支給申請について

保険医療機関に被保険者証の提出ができないために医療費の全額を支払った場合や、保険診療において必要と認められた補装具代を支払った場合に、自己負担相当額を除いた額が支給されますので、領収書、印鑑、振込先通帳等をお持ちのうえ役場関係窓口へ申請してください。※9

※9 被保険者証の提示ができず医療費の全額を支払った場合は、医療機関に申し出て「診療報酬明細書」を受領し、申請時に提出してください。

◆限度額適用認定証について

現役並み所得者区分（自己負担割合が3割）の方のうち、本人及び同一世帯の被保険者の住民税課税所得が690万円未満の方は、限度額適用認定証を提示することで、窓口支払いの上限が自己負担限度額までとなります。

医療機関での支払いが高額になる可能性のある方は、必ず役場関係窓口へ交付申請してください。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証について

高額な外来診療を受ける場合と、医療機関に入院した場合の医療費の月当たり自己負担限度額と食事代について、一般の方より低い額を適用するため、医療機関窓口に提示するものです。世帯員全員が住民税非課税の世帯の被保険者が該当しますので、高額な外来診療を受ける場合又は医療機関へ入院することとなった場合は、役場関係窓口へ交付申請してください。（令和元年7月31日まで有効の減額認定証をお持ちで、令和元年8月以降も該当する方には、7月19日に新しい減額認定証を郵送しております）

この証を医療機関窓口に提示した場合の限度額等は下表の太枠のようになります。

適用区分	入院時の食事代 (1食あたり)	療養病床入院時		自己負担限度額(月額)	
		食事代 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)	入院+外来 (世帯単位)	外 来 (個人単位)
区分Ⅰの方 ※10 老齢福祉年金受給者	100円	130円	370円	15,000円	8,000円
		100円※10	0円※10		
区分Ⅱの方	長期入院 非該当	210円	370円	24,600円	
	長期入院 該当※11	160円			
一般の方	460円	460円又は 420円	370円	57,600円 (多数回44,400円※12)	18,000円 (年間上限 144,000円)
現役並み所得Ⅰの方	460円	460円又は 420円	370円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※12)	
現役並み所得Ⅱの方	460円	460円又は 420円	370円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数回93,000円※12)	
現役並み所得Ⅲの方	460円	460円又は 420円	370円	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数回140,100円※12)	

※11 区分Ⅱ（住民税非課税世帯のうち、世帯員に80万円を超える年金収入又は総所得金額が1円以上ある世帯の被保険者の区分）の方の場合、過去1年間（区分Ⅱで認定証の交付を受けている期間中に限ります）の入院日数が91日以上の場合は、申請により長期入院該当の食事代（療養病床入院時を除く）に減額されますので、入院日数が91日以上となったことが確認できる書類（医療機関の領収書等）をお持ちのうえ、役場関係窓口へ申請してください。なお、証における長期入院該当日は申請日の翌月からとなり、申請日から当月末までの分は後日差額を支給申請していただくこととなります（領収書、振込先通帳、印鑑等をお持ちのうえ役場関係窓口へお出でください）。

※12 直近12か月に3回以上限度額を超えた場合、4回目から多数回該当となります。

◆高額療養費について

1ヶ月の医療費の自己負担合計額が自己負担限度額（上表）を超えた場合、超えた分が高額療養費として支給されます。支給を受けるためには申請が必要ですが、支給対象の有無にかかわらず、一度申請すれば以後の申請は要しません。（支給は概ね受診月の4ヶ月後となります）なお、口座振込によるお支払いとなりますので、過去に申請をした方で、振込先を変更したい方は、再度申請書の提出をお願いします。

郵便局口座の場合は、振込用の店名・口座番号となります。通帳をご確認ください。

各種申請等手続きは…保健福祉センター、只見町役場町民生活課、朝日・明和振興センター
お問い合わせは…只見町役場 保健福祉課 保健係（保健福祉センター内） 84-7005
又は 福島県後期高齢者医療広域連合 024-528-9025